

家庭エコ診断制度の実施範囲の考え方と 資格試験制度案について

1. 家庭エコ診断制度における「対策支援」の位置付けについて
2. 資格試験制度のレベル設定について

1-1. 家庭エコ診断制度における「対策支援」の運用方法(既存)

- これまでは、診断実施後に受診家庭における対策の実施をサポートするために、対策支援の実施も含めて家庭エコ診断制度として位置づけてきたところ。

家庭エコ診断制度における対策支援の実施の目的

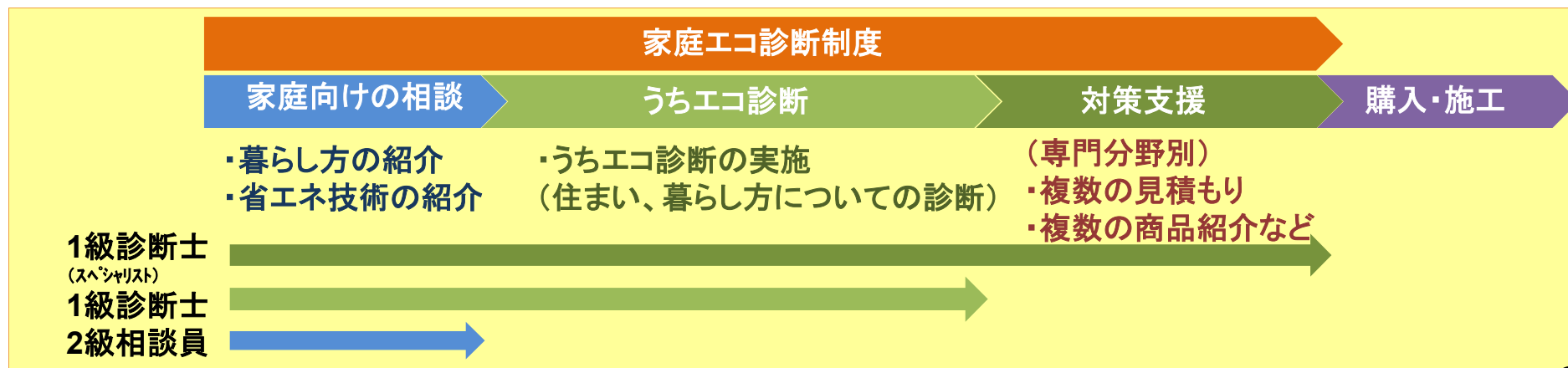
診断後の商品紹介等の対策支援は、家庭向けのエコ診断とその後の具体的な行動までの後押しを実施することで、家庭部門における温室効果ガス削減・抑制につなげることを目的としている。

平成25年度までの対策支援実施における対応

対策支援実施では、消費者問題のリスクがあるため、家庭エコ診断制度として対策支援を実施する事業者に対して、以下の対応をルール化した。

- ・診断と対策支援を明確に切り離す。
- ・受診者に対して書面にて事前同意を取得する。(※次ページ参考)

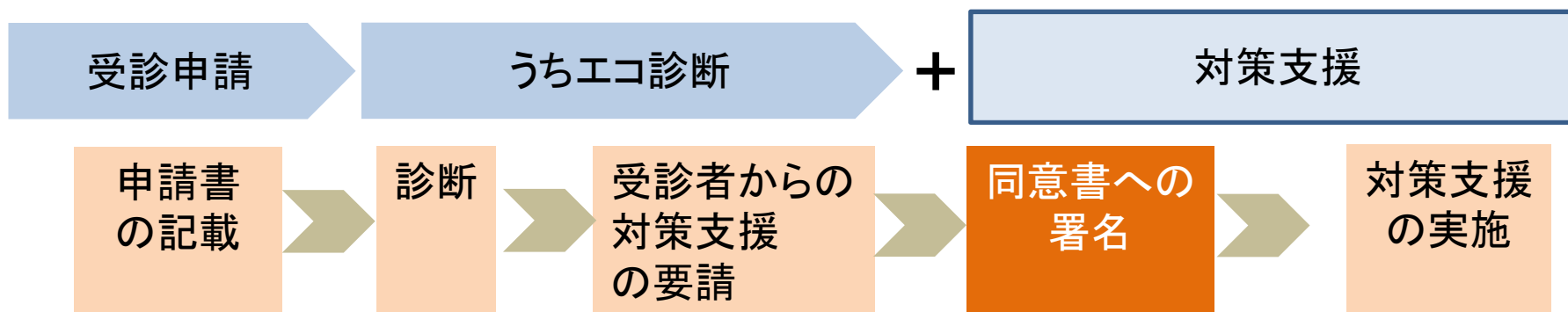
平成25年度家庭エコ診断制度案において想定した運用の流れ



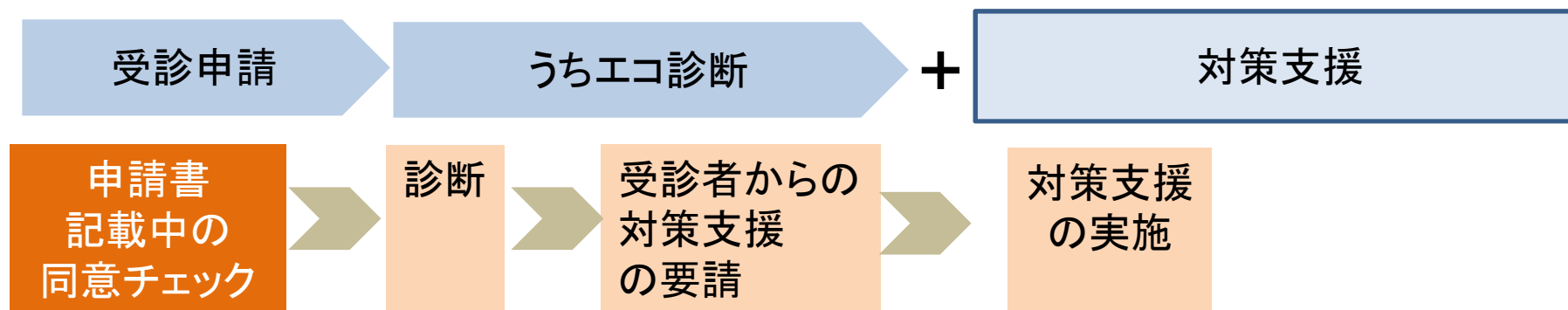
<参考> 対策支援実施における同意書取得方法

○ 消費者保護のため、診断と対策支援を切り離し、同意書の書面での取得をルール化した。

(不採用) 診断実施後に同意書を取得する方法



(採用) 診断実施前の受診申請時に同意書を取得する方法



1-2. 家庭エコ診断制度における「対策支援」の位置付けの変更(案)

- 対策支援実施にあたり、民間事業者より運用上の課題が指摘された。
- 対策支援の位置づけと同意書取得について変更することで対応してはかがか。

現状の課題

- ・民間試行実施に参加している民間事業者からの指摘：各事業者において独自に実施している消費者保護のための同意書取得のルールと齟齬がある場合があり、運用上の負担となった。
- ・家庭エコ診断制度として、対策支援の内容までを責任範囲とすることの是非。



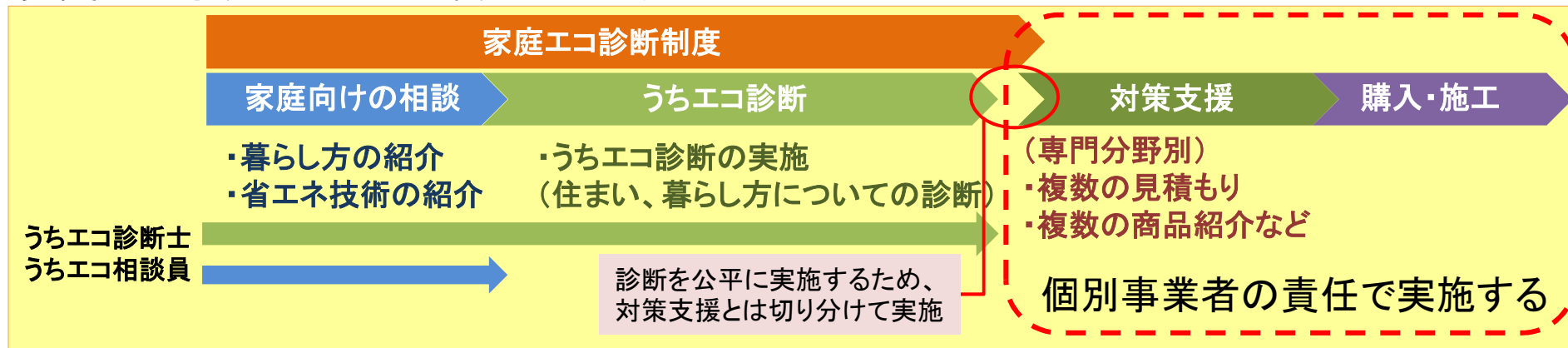
平成26年度以降の対策支援の位置付け案

- ・家庭エコ診断制度として、診断後の対策支援までの同意取得は必要。これをルール化し、対策支援以降については個別事業者の責任で実施する。
- ・同意取得の手続き・手法は、統一ルールは設けずに民間事業者各自のルールで実施する。

1-3. 家庭エコ診断制度における「対策支援」の位置付けの変更(案)

- 対策支援を家庭エコ診断制度の外に位置付け、個別事業者の責任において対策支援後のサービス提供を行う。

変更後の家庭エコ診断制度における流れ



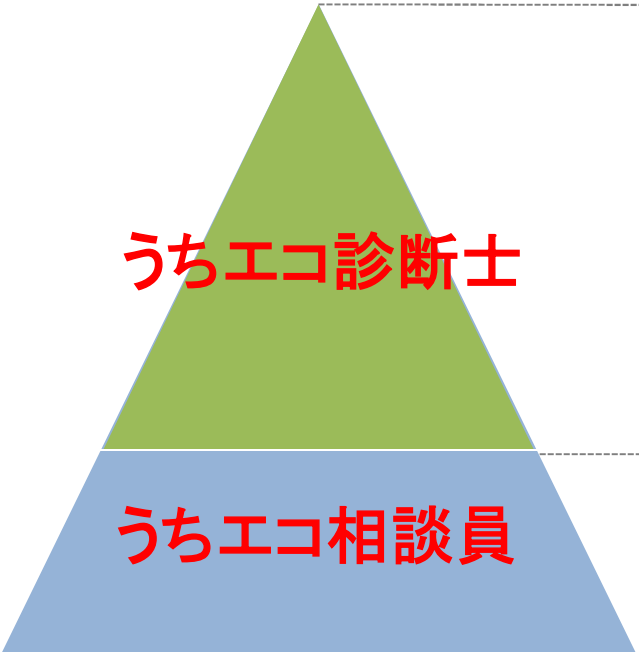
対策支援の位置付けの変更(案)

項目	現在の考え方	変更案
運用方法	対策支援の実施において、以下の運用を事業者を求める。 ・診断との切り分ける。 ・受診者に対して書面にて事前同意を取得する。	対策支援の実施において、以下の運用を事業者を求める。 ・診断との切り分ける。 ・受診者に対して事前同意を取得する。 (方法は書面、口頭など各事業者のルールによる)
責任範囲	制度として、対策支援の実施においても責任の範囲とする。	診断および対策支援に関するリスク管理は、診断実施機関の責任において実施する。
診断実施機関の認定方法	対策支援の実施を行う事業者に対して、消費者保護の対応として制度上のルール実施体制について確認する。	対策支援の実施を行う事業者に対して、消費者保護としての事前同意取得方法の確認と、実施体制について確認する。
資格制度	1級診断士(スペシャリスト)の資格保持者のみが対策支援が実施可能とする。	うちエコ診断士としての資格は診断実施までとし、対策支援は属する事業者の責任の下、実施。

2-1. 資格試験制度のレベル設定について(案)

- 資格試験制度のレベルとして、「うちエコ診断士」と「うちエコ相談員」の二つの資格レベルを設定する。
- これまで、対策支援を実施する資格として「1級うちエコ診断士(スペシャリスト)」を想定していたが、対策支援の運用方法を変更する場合は、スペシャリストの位置付けを見直すことが考えられる。

家庭エコ診断制度における資格イメージ

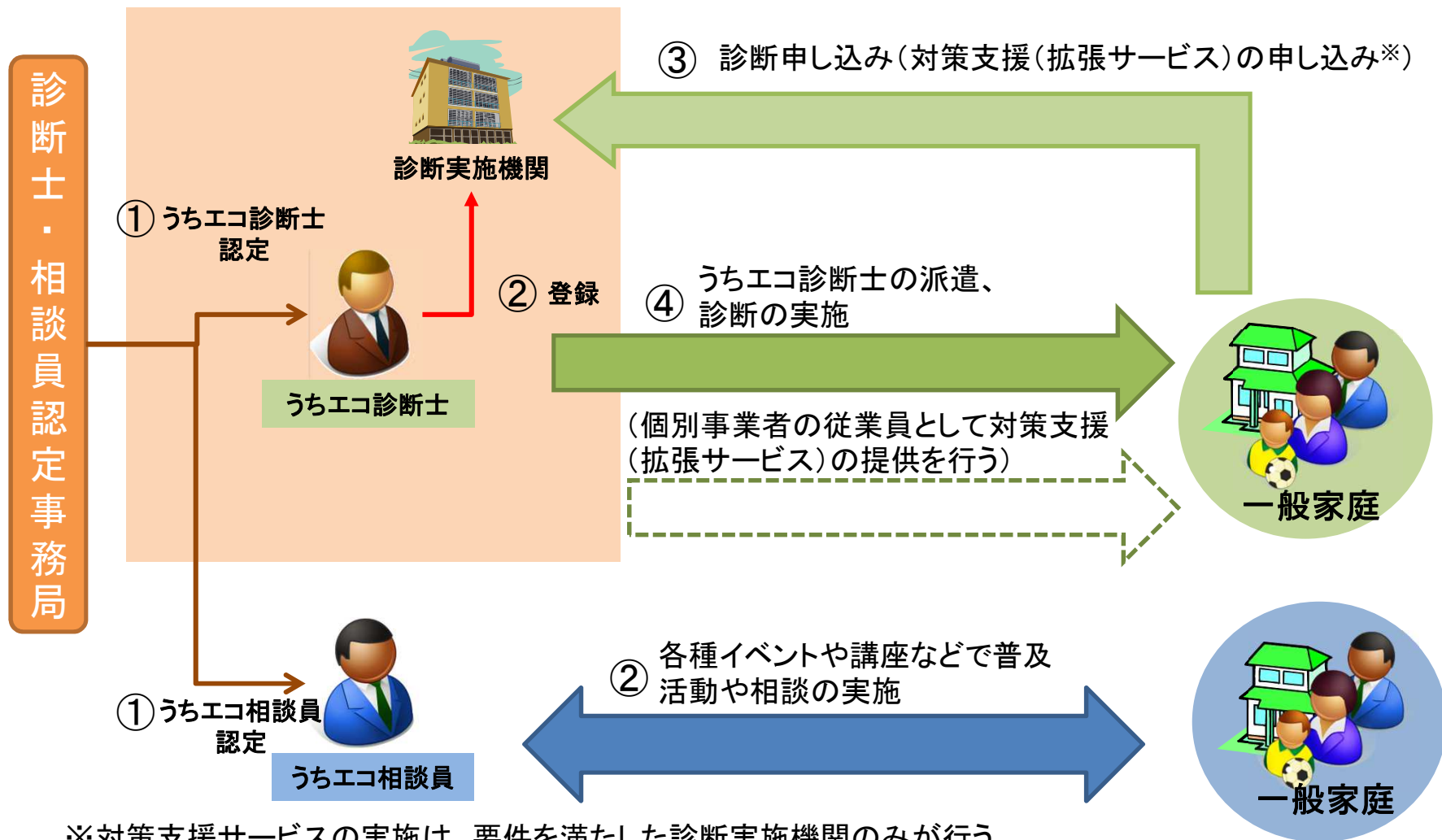


	資格名称	活動範囲	資格イメージ
うちエコ診断士	うちエコ診断士	<ul style="list-style-type: none"> ・中立的なうちエコ診断を実施し、ライフスタイルの変更や買換え、創エネ導入等の提案を行う。 <p>(診断実施機関のうち、対策支援を実施可能な機関に所属しているうちエコ診断士は、各事業者のルールに基づいて、同意取得後に対策支援を行う。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・うちエコ診断士資格試験の一次試験(筆記)と二次試験(実技)に合格し、診断実施機関の面接等の後、登録された者。 ・うちエコ診断士内のレベル分けについては今後検討する。(※)
うちエコ相談員	うちエコ相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素化に向けた様々な省エネ技術や暮らし方の相談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次試験(筆記)に合格した者。

※例えば、診断実績や専門知識を考慮して設定することが考えられる。

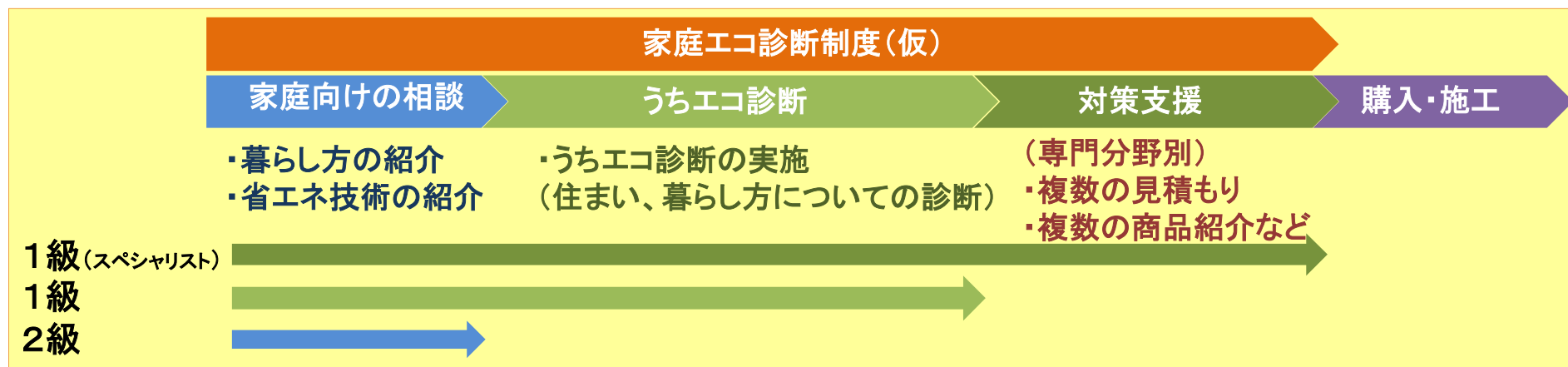
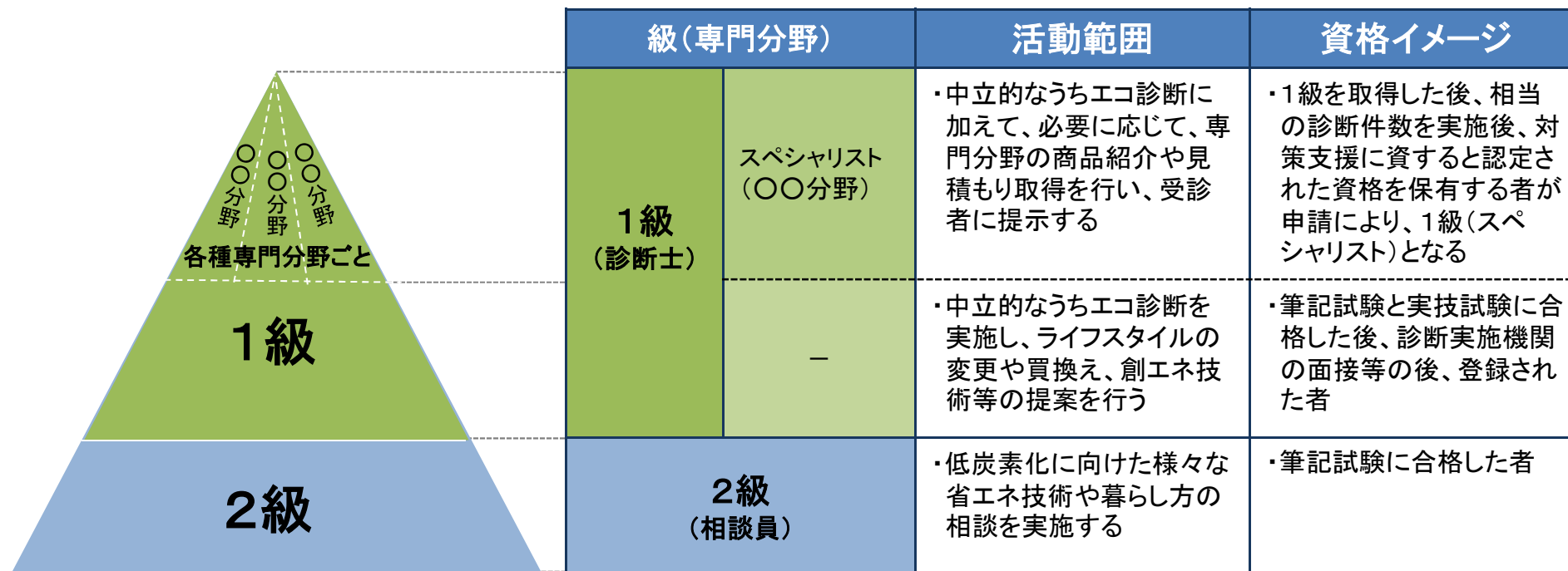
2-2. 平成26年度以降のうちエコ診断士・うちエコ相談員イメージ

- うちエコ診断士・・・診断士として認定された後、診断実施機関に登録し、環境省の提供するソフトを用いて、診断実施機関の管理のもとで一般家庭に対して診断サービスを行う。
- うちエコ相談員・・・各種イベントや講座などで普及活動・相談等を行う(ソフトを用いた診断は実施できない)。



<参考> 診断士・相談員の認定方式(案)【第1回検討会資料より】

○ 家庭エコ診断制度(仮)の級により、診断・対策支援サービスの提供範囲を限定し、受診者の要望に応じたレベルの診断員を派遣する。



2-3. 平成26年度以降の資格試験に伴う認定イメージ

- うちエコ診断士・うちエコ相談員資格試験で能力の確認を行う。うちエコ診断士は、診断実施機関への登録手続きを経て診断等を実施することを想定。

